

〈みずほ〉における調達に関する考え方とご理解ご協力の依頼

みずほフィナンシャルグループ

〈みずほ〉の事業活動は、事務用品や情報システム、外部業務委託等、物品・サービスのサプライヤーのみなさまの協力により支えられています。

〈みずほ〉は、以下の調達活動における基本的な考え方に基づき、責任ある調達活動と調達の最適化を進め、企業価値向上を図るとともに、持続可能な社会の実現を目指します。

【調達活動における基本的な考え方】

(サプライヤーの公平・公正な決定)

- ・ 私たちは、品質、サービス内容などの利便性、価格、信頼性、法令等の遵守状況、情報管理体制、人権の尊重、環境への配慮の取り組み等を踏まえ、公平・公正にサプライヤーを決定します。

(法令・社会的規範の遵守)

- ・ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、常に社会的規範を念頭に置いて、高い自己規律のもとに調達活動を行います。
- ・ サプライヤーとは、健全かつ透明な関係を保ちます。そのため、サプライヤーとの間で、社会的規範に反するような接待や贈答の授受は行いません。

(人権の尊重・環境への配慮)

- ・ 調達活動における人権の尊重と、環境負荷低減に取り組みます。
- ・ サプライヤーに対しても、事業活動における人権の尊重や環境への配慮を促すよう努めます。

調達活動を通じ、〈みずほ〉とサプライヤーのみなさまが、ともに持続可能な社会の発展に貢献し、ビジネスパートナーとして相互発展することを目指すため、サプライヤーのみなさまに、〈みずほ〉の人権方針・環境方針をご理解いただくとともに、以下の内容についてご理解・ご協力を期待します。

【サプライヤーのみなさまに対する期待事項】

（法令・社会的規範の遵守）

- ・ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な企業活動を遂行すること。

（情報管理）

- ・ 個人情報の保護に関する法律および関係法令に基づき、事業活動を通じて取得した情報を厳格に管理すること。

（人権の尊重）

- ・ 事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識し、人権を尊重して企業活動を行うよう努めること。
 - － 従業員の基本的な人権を尊重すること
 - － 従業員に、安全で働きやすい職場を提供すること
 - － 差別待遇、児童労働や強制労働を行わないこと
 - － 法令に基づき自由に結社するまたは結社しない権利や団体交渉の権利を尊重すること
 - － 多様な人材の成長と活躍の実現に向け、ダイバーシティ & インクルージョンを推進すること
 - － 差別・ハラスメントの撲滅に積極的に取り組むこと

（環境への配慮）

- ・ 事業活動における持続可能なエネルギー・資源の利用、環境汚染の防止・予防、グリーン調達等の取り組みを実施し、環境負荷低減に努めること。
 - － 資源やエネルギーの使用を抑制すること
 - － 低炭素・脱炭素エネルギーの使用や温室効果ガスの削減に取り組むこと
 - － 廃棄物の削減や、再利用・再生使用により資源を有効に利用すること
 - － 環境や人に影響を与える物質の使用や排出を抑制すること
 - － 森林などの天然資源を枯渇しないように利用すること
 - － 生物多様性や生態系への影響がある原材料等の使用を行わないこと

人権方針

みずほフィナンシャルグループ

1. 序章

〈みずほ〉は、グローバルな総合金融グループとして、幅広いお客さまとともに持続的かつ安定的に成長し、内外の経済・社会の健全な発展にグループ一体となって貢献してまいります。

〈みずほ〉は、持続的な価値を創造し、私たちのビジョンである『お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ』を実現するためには、社会の期待に沿った活動の実施が求められ、私たちの事業活動が人権に対して影響を及ぼす可能性があることを認識しています。

〈みずほ〉は、「〈みずほ〉の企業行動規範」において、国際的に認められた人権を尊重して行動することを約束します。

この人権方針は、グローバルに展開する事業において、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に従い人権を尊重する責任を果たすため、どのように行動するか具体的に示したもので、取締役会の承認を得ています。

本方針は、みずほフィナンシャルグループのグループ会社すべての役員および社員に適用されます。

〈みずほ〉は、私たちの信念をビジネスパートナーと共有し、同様の人権への尊重を期待します。

2. 国際的な基準

〈みずほ〉は、事業活動を行う地域で適用される法律を遵守するとともに、人権に関しては、国際人権章典や「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」を基本として取り組みます。

国際的に認められた基準と各地域における法律の間に差異がある場合には、より高い基準を遵守します。国際的に認められた基準と各地域の法律に矛盾がある場合には、国際的な人権の原則を尊重するための方法を追求します。

〈みずほ〉は、事業活動が与え得る人権への負の影響を防止または軽減するために適切なデューデリジェンスを行うよう努めるとともに、継続して既存の手續に人権の視点を組み込んでいきます。

〈みずほ〉は、国連グローバル・コンパクトに賛同する署名者であり、社会的責任の手引きである ISO26000 を尊重します。

3. 社員に対して

〈みずほ〉は、全社員の尊厳と基本的人権を尊重し行動します。

〈みずほ〉は、全社員が安全で働きやすい職場を責任を持って提供することを最優先に考えます。

〈みずほ〉は、差別待遇の禁止、児童労働や強制労働の禁止、結社の自由と団体交渉権を含む「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言」などの原則に従います。

〈みずほ〉は、どの社員に対しても平等に働く機会を与え、ダイバーシティ&インクルージョンを推進するとともに、性別、国籍、人種、年齢、民族、宗教、障がいの有無、性的指向、性自認等を含め、いかなる理由をもってしても差別やハラスメントを容認しません。

〈みずほ〉は、より良い労働環境を築くために、社員が相談できる窓口を設置し、社員との対話を大切にします。

〈みずほ〉は、社員が抱える問題や苦情への対応にあたり、公平性を維持しながら社員の権利を守る態勢を整えるべく、あらゆる努力を続けます。

〈みずほ〉は、人権啓発推進委員会を設置し、自他の権利の尊重について社員一人ひとりの能力強化(キャパシティビルディング)に取り組みます。

4. お客様に対して

〈みずほ〉は、金融サービスを提供する企業として、私たちの業務がどの分野においても人権への負の影響を助長する、もしくはそれらに関係する可能性があることを認識しています。

〈みずほ〉は、事業活動を通して与え得る人権への負の影響に関して、必要に応じ私たちの持つ影響力を行使し、防止または軽減するためのデューデリジェンスを行うよう努めます。

〈みずほ〉は、特定の業種に関して方針を策定し対応しており、将来、必要に応じ業種を追加します。特定の業種に関する方針は、お客様や事業が人権に及ぼす負の影響を含む環境・社会面でのリスクを分析するためのガイダンスを定めています。

プロジェクト向け融資に関して、みずほ銀行はプロジェクトに関わる環境・社会面でのリスクを管理するため、エクエーター原則を遵守します。この原則は、先住民の権利や労働条件に対して適切に配慮すること、その事業が影響を与えうる地域コミュニティと協議を実施することなどを求めています。みずほ銀行は、対象となるプロジェクト向け融資に対して社内のエクエーター原則実施マニュアルに則って対応します。

アセットマネジメント業務において、みずほ信託銀行とアセットマネジメント One は、責任ある機関投資家として適切にスチュワードシップ責任を果たすため、「『責任ある機関投資家』の諸原則〈日本版スチュワードシップ・コード〉」を受け入れるとともに、国連が定める「責任投資原則(PRI)」にも署名し、ESG 課題に関する投資先企業との対話や運用委託先のモニタリングなど、これらの原則に即した取り組みを推進しています。

5. サプライヤーに対して

〈みずほ〉の事業活動は、事務用品や情報システム、外部業務委託等、物品・サービスのサプライヤーの協力により支えられています。一部の物品・サービスのサプライヤーに対し、毎年人権に関する事項を評価する手続を定め、状況に応じて適切な措置を講じています。

〈みずほ〉は、この分野において更なる対応の必要性を認識しています。〈みずほ〉は、物品・サービスのサプライヤーに対し、本方針について理解を求めるとともに、私たちと同等の人権の尊重を促すよう努めます。

6. コミュニケーション、エンゲージメントと開示

〈みずほ〉は人権に関する取り組みの進捗状況を開示します。また、人権に関する取り組み実績を確認し、ウェブサイトを通じて定期的に報告します。

〈みずほ〉は、人権に関する相談や苦情を受け付ける適切な体制作りを継続して取り組みます。ステークホルダーの方々は、本支店やコールセンター、電話、ウェブサイト等を通じて相談が可能です。

〈みずほ〉はステークホルダーとのエンゲージメント(目的を持った対話)を重視し、透明性の確保と責任ある対応に努めます。

本方針の策定とその実施に関しては、ステークホルダーから様々な助言を受けています。今後もステークホルダーから助言をいただき、必要に応じて本方針に反映させていきます。

環境方針

みずほフィナンシャルグループ

1. 環境方針の位置づけ

〈みずほ〉は、「みずほの企業行動規範」において環境に配慮して行動することを約束しています。この環境方針は、その行動の基盤となる課題認識と具体的な行動を示すものとして取締役会の決議を経て策定しており、株式会社みずほフィナンシャルグループのグループ会社全てに適用されます。

2. 〈みずほ〉の課題認識

環境問題は多様化・複雑化し、地球規模での最も重要な課題のひとつです。

私たちの経済・産業・社会は自然資本¹と生態系から享受する様々な便益に支えられており、それらに影響を与える環境問題への取り組みは持続可能な社会の実現に向けての人類共通の責務と認識しています。

〈みずほ〉は、自らの事業活動が環境に対して直接・間接的に影響を及ぼす可能性があり、気候変動の緩和・適応、生物多様性への保全、循環型社会の形成といった環境への取り組みが企業としての存立と活動に必須の要件であることを認識しています。

〈みずほ〉は、グローバルかつ長期的な視点で機会とリスクを捉え、総合金融グループとしての機能と知見を活かして環境への取り組みを積極的に進めることで、企業価値の向上を図り、持続可能な社会の実現を目指します。

¹自然資本: 人々に一連の便益をもたらす再生可能および非再生可能な天然資源(例: 植物、動物、空気、水、土、鉱物)のストック

3. 事業活動を通じた取り組み

〈みずほ〉は、金融仲介機能やコンサルティング機能を発揮し、企業等の環境への取り組みを促進する金融商品やサービスの開発・提供を積極的に行うことで、環境へのポジティブな影響の拡大とネガティブな影響の回避・低減に努めます。

〈みずほ〉は、環境に配慮した投融資の取り組み方針を策定し、必要に応じて内容の見直しを行います。

みずほ銀行は、プロジェクト向け融資においてエクエーター原則²を遵守し、環境・社会面でのリスクを管理します。

みずほ信託銀行とアセットマネジメント One は、アセットマネジメント業務にあたり、ESG 課題に関する投資先企業との対話や運用委託先のモニタリング等を通じて、責任ある機関投資家として適切にスチュワードシップ責任³を果たします。

4. 自社の環境負荷低減に向けた取り組み

〈みずほ〉は、自らの事業活動における持続可能なエネルギー・資源の利用、汚染の防止・予防、グリーン調達等に取り組み、環境負荷低減に努めます。

5. ガバナンス・マネジメント体制

〈みずほ〉は、環境に関連する法令の遵守にとどまらず、持続可能な社会の実現に資する国内外のイニシアティブを支持し、各国・地域の枠組みと調和した取り組みを推進します。

〈みずほ〉は、環境に関連するリスクと機会を戦略に組み込み、適切なマネジメントに努めます。

² エクエーター原則：民間金融機関が大規模な開発や建設を伴うプロジェクトに参加する場合に、当該プロジェクトが自然環境や地域社会に与える影響に十分配慮して実施されることを確認するための枠組み

³ スチュワードシップ責任：機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンを拡大を図る責任

みずほフィナンシャルグループは、持続可能な社会の実現に向け、着実な取り組み推進のための体制を整えます。具体的には、環境への取り組み状況等について、定期的に取り締役会に報告を行います。また、環境への取り組みに関する指標・目標を設定し、その進捗の定期的な評価・見直しを通じて、継続的な改善を図ります。

グループ会社は、各業態や規模に応じたガバナンス・マネジメント体制のもと、環境への取り組みを実践します。

〈みずほ〉は、この環境方針の遵守と着実な推進のため、役員および社員への啓発に努めます。

〈みずほ〉は、環境に関する取り組みについて適切かつ積極的な情報開示を行い、透明性の確保に努めます。

6. ステークホルダー・エンゲージメント

〈みずほ〉は、お客さま、サプライヤー、地域社会、行政等、多様なステークホルダーとのエンゲージメント(建設的な対話)を重視し、連携や協働を進めます。

7. 個別課題への取り組み

■気候変動への取り組み姿勢

〈みずほ〉は、気候変動が環境・社会、人々の生活・企業活動にとっての脅威であり、金融市場の安定にも影響を及ぼしうる最も重要なグローバル課題の1つであると認識しています。

一方で、脱炭素社会への移行に必要な、再生可能エネルギー事業をはじめとする気候変動の緩和・適応に資する事業やイノベーションは、〈みずほ〉にとって、新たな事業機会をもたらすものであると考えています。

〈みずほ〉は、パリ協定の「気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化する」という目的を支持しています。

以上を踏まえ、〈みずほ〉は、「気候変動への対応」を経営戦略における重要課題として位置づけ、2050年の脱炭素社会（温室効果ガス排出ネットゼロ）の実現や気候変動に対して強靱な社会の構築に向けて、総合金融グループとしての役割を積極的に果たすため、以下の取り組みを行います。パリ協定における世界全体の平均気温上昇を抑制する目標達成に向けた資金の流れをつくり、同目標に整合したファイナンスポートフォリオへと段階的に転換を図っていきます。

お客さまごとの課題やニーズに応じ、中長期を見据えて、気候変動対策、脱炭素社会への移行を支援していくため、エンゲージメント（建設的な対話）を積極的に行います。

お客さまの気候変動対策、脱炭素への移行を支援するための金融商品・サービスを積極的に開発・提供します。

気候関連財務情報開示の重要性を認識し、TCFD⁴提言のフレームワークを活用し、成長機会の取り込みやリスク管理を強化するとともに、進捗状況について透明性ある情報開示を行います。

⁴ TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) : 気候関連財務情報開示タスクフォース